

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

平成29年4月現在、我が国の65歳以上人口は3,489万8千人、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は27.5%と、国民の約4人に1人が高齢者となっており、高齢者の増加は諸外国に例をみないスピードで進んでいます。また、今後の人口推計においても、高齢者数は平成54年（2042年）頃まで増加し、要介護率が高くなる後期高齢者（75歳以上の人口）割合については増加し続けることが予想されています。

特に、団塊の世代*（昭和22年～24年生まれ）が全て75歳以上となる平成37年（2025年）以降は、医療や介護の支援を必要とする人の増加が見込まれることから、膨らみ続ける介護サービス需要への対策と高齢者を地域で支える仕組みづくりを積極的に推進していくことが必要となっています。

この状況を踏まえ、国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム*」の構築の必要性を示しています。

また、平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止*、制度の持続可能性の確保が求められています。

柳井市の高齢者人口は、平成29年にピークを迎え、その後は減少に転じる見込みとなっていますが、高齢化率は10年前の平成19年に30.5%だったものが、平成29年9月末では37.4%（12,173人）、そのうち後期高齢化率は19.9%

（6,479人）と、高齢化率及び後期高齢者数は、今後も増加していくものと見込まれます。

本市においても、団塊の世代が75歳以上になる平成37年を見据え、住み慣れた地域で可能な限り、「いきいきと、安心して暮らせる社会」が実現できるよう、地域包括ケアシステムを一層推進することが必要です。

この度策定する高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画は、こうした状況を背景として、これまでの施策の取組を検証するとともに、課題の検討を踏まえ、平成37年を見据えて、平成30年度からの3年間の施策及び目標を定めるものです。

*：用語集参照。以下同様。

2 計画の概要

(1) 計画の位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として、また、介護保険事業計画は介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定するものです。

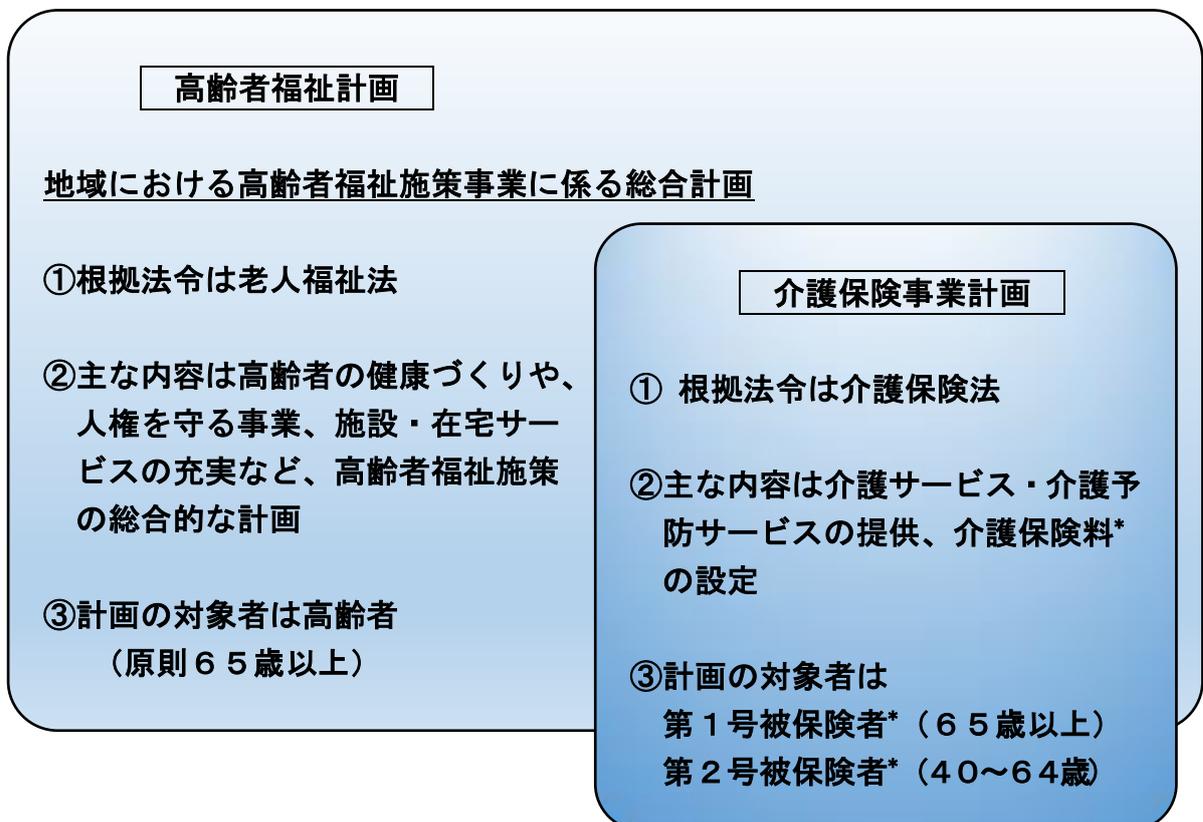
高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、高齢者に対する保健福祉及び介護等の施策を総合的に推進するため一体のものとして策定します。

(2) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

高齢者福祉計画は、元気な高齢者から要介護状態にある高齢者まで、全ての高齢者を対象にした、健康づくりや介護予防、社会参加や互いに支え合う地域づくり、地域での自立した生活を支える基盤づくりなど、高齢者の福祉施策に関わる総合的な計画です。

介護保険事業計画は、主として要支援・要介護状態と認定された高齢者及び要介護認定としては自立でも虚弱の状態にある高齢者に対して、介護サービスや介護予防サービスを適切に提供するための計画です。

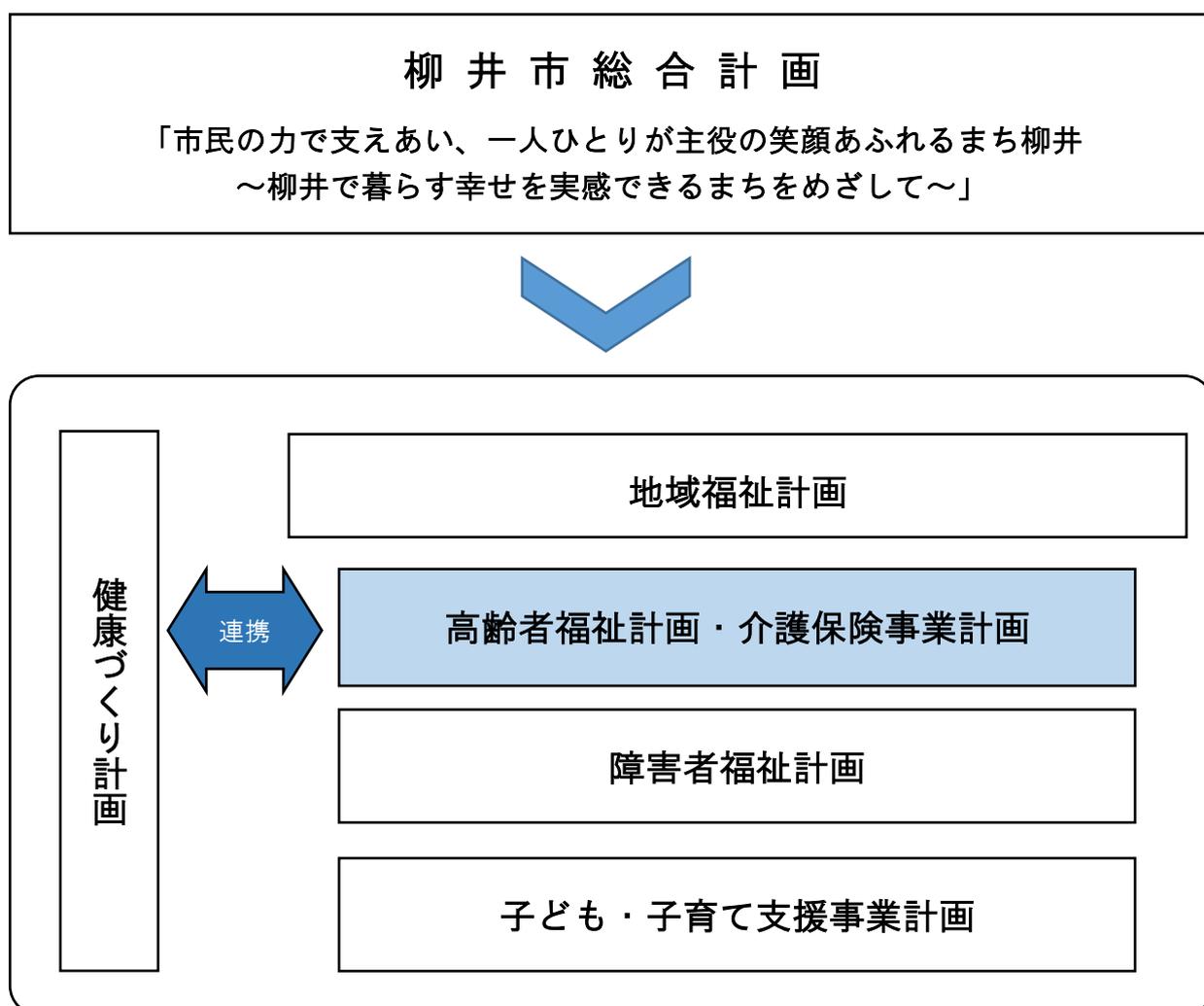
高齢者福祉計画は、介護保険事業計画で対象としている方々を含んでおり、基本理念や施策の考え方も共有しています。



(3) 柳井市の計画体系における位置づけ

本計画は、「柳井市総合計画」の高齢者福祉に係る分野別計画で、「柳井市地域福祉*計画」などの市の保健福祉関係計画との調和を保ちながら策定しています。

また、山口県の「第6次やまぐち高齢者プラン」・「第7次保健医療計画」や、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」など、関連計画等との整合性を図りながら策定しています。



(4) 計画期間

本計画は、3年を1期として、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間とします。

また、本計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた計画となります。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の計画期間



(5) 計画の策定体制

①柳井市高齢者保健福祉推進協議会による検討

計画の策定に当たっては、学識経験者、保健・医療・福祉等関係機関、サービス利用関係団体、被保険者代表等で構成される「柳井市高齢者保健福祉推進協議会」を開催し、委員から貴重な意見や提言をいただき検討を行っています。

②市民の意見反映

日常生活圏域*ごとの高齢者の生活状況を把握し、生活状態にあった介護（予防）サービスや各種福祉サービスのニーズを把握するため、一般高齢者及び要支援認定者*に対して国の示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の項目に市独自の項目を加えて、アンケート調査を実施しています。

また、「要介護者*の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスの在り方を検討するため、国の示す「在宅介護実態調査」を実施しています。

③介護サービス事業者の意見反映

市内の介護サービス事業者に対して、事業推進意向などを把握するためのアンケート調査を実施しています。

④パブリックコメントの実施

本計画の素案を市役所や市役所出張所の窓口などで閲覧できるようにするとともに、ホームページを通じて広く周知を行った上で、市民から幅広く計画に対する意見・要望を募るパブリックコメントを実施しています。

お寄せいただいた意見や要望などは、本計画策定の際の参考としています。

3 介護保険法の改正

団塊世代が全て75歳以上になる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据え、地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律が平成29年6月に公布されました。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- ・ 高齢者が有する能力に応じた自立生活を送るための取組の推進
- ・ 自立支援・重度化防止に取り組むようデータに基づく課題分析と対応、実績評価、インセンティブ付与の制度化

② 医療・介護の連携の推進

- ・ 日常的な医学的管理が必要な重介護者の受入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設*（介護医療院*）の創設
- ・ 介護療養型医療施設*の廃止期限を6年間延長（～平成36年3月31日）

③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- ・ 「我が事・丸ごと」を地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握、解決が図られることを目指す旨の明記
- ・ 高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくする「共生型サービス」の位置付け

④ 地域包括支援センター*の機能強化

- ・ 市町村に地域包括支援センター事業の評価を義務付け

⑤ 認知症*施策の推進

- ・ 新オレンジプラン*の基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を介護保険制度に位置付け

⑥ 居宅サービス*事業者等の指定に関する保険者の関与強化

- ・ 事業者指定に関し、市町村が都道府県に意見を提出できる仕組み
- ・ 地域密着型通所介護が計画値に達している場合等に事業所の指定を拒否できる仕組み

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

① 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- ・ 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。
ただし、月額44,400円の負担の上限あり（平成30年8月施行）

② 介護納付金における総報酬割の導入

- ・ 第2号被保険者の保険料である各医療保険者からの介護納付金については、「加入者数に応じて負担」から「報酬額に比例した負担」とする。（激変緩和の観点から段階的に導入）